

アジア的専制のイデオロギーとしての法家思想

はじめに

政治思想家の中で、自分の理想とする政治システムの成立を目の当たりにした思想家は意外と少ないのではないだろうか。ルソー然り、マルクス然りである。あえて言うなら、レーニンと毛沢東がその例外なのかもしれないが、成立したと言われるそのシステムが彼らの理想どおりであったかは議論の余地がある。

しかし、ある思想家だけは本当に「目の当たりにした」と言えるだろう。その人物とは、秦帝国という、自分の理想とする政治システムの成立を目にした韓非である。言うまでもなく、このアジア的専制の嚆矢秦帝国のイデオロギー的基盤を作ったのは商鞅以来の法家たちであり、その大成者韓非は、自分の理想がこの秦帝国において形作られていくのをその目で一ただし獄中で一見することができたわけである。

本稿の目的は、この商鞅・韓非に代表される法家思想が、1、いかにしてアジア的専制を支えるイデオロギーと考えられるのか、2、にもかかわらず、秦帝国崩壊以降、王朝の支配的イデオロギーがなぜ対抗的イデオロギーである儒家イデオロギーによって取って代わられたのかの2点を分析することにある。

1、封建制とアジア的専制およびそれに対応するイデオロギー

小農経営^①を基盤とする前近代社会システム^②はおおまかに二つのタイプに分けることができよう。一つは封建制であり、一つはアジア的専制である。

前者は、皇帝なり国王なりの中央政府主権者が、封建領主等の地方勢力の一定の自治を認める間接統治のシステムである。このような半独立の封建領主は基本的には皇帝なり国王なりに「封」を受けた軍事貴族であるゆえに、このシステムは「地方軍事貴族支配」とも言える^③。

後者は、皇帝が封建領主などの地方勢力を排して、直接農民を統治するシステムであり、主に文人官僚を通じてこの中央集権的なシステムを維持する「中央集権的文人官僚支配」と言ってよかろう。地理的に見ると大河流域の半乾燥地帯に分布している。こうした風土ゆえに、共同体や地方領主の力では成し遂げることのできない大規模な灌漑工事を必要とし、それが巨大な専制権力を成立せしめたわけである^④。

さて、いかなる社会システムにおいても、それぞれのシステムにはその支配を「正当化」するイデオロギーというものが存在する。封建制もアジア的専制もその例外ではない。中国の周時代の封建制にあっては、それは儒家思想となろう。それはなぜか。

儒家の原初的形態は、村落共同体における礼節行為の「取りまとめ役」、とりわけ冠婚葬祭を担う人物と言われている⁵⁾。つまり、原始的儒家思想は村落共同体の日常生活を背景に成立したものと言える。その「取りまとめ役」の行動規範を理論化した人物こそが孔子なのである。孔子の時期にはそうした「取りまとめ役」が、村落共同体あるいは村落共同体連合の「保護者」すなわち「君子」へと転身していた。彼らは周の天子や諸侯から「封」を受け名実ともに封建領主となったのである。孔子の言う「仁」とは、こうした「君子」と共同体メンバーの間の、さらには「君子」と家臣との間のピエテートの感情を指すものと言ってよい。このような経過を経て、儒家思想は封建制に適合するイデオロギーになったわけである。

これに対し、法家思想は、こうした「君子」による間接統治を否定して、中央政府による直接統治を推奨した。歴史的背景としても、戦国期においてはこうした中央集権化という動向を背景にして戦国七雄と呼ばれる「ミニアジア的専制国家」が誕生していたのである。この変革の過程では、「君子」と村落共同体メンバー間のピエテートの感情は、分権システム残存の情緒的支えとなった。ゆえに、七雄それぞれの政権は、中央集権化のために多かれ少なかれ、独立性の高い「君子」に代えて「官僚」を、「人治」＝情緒的支配に代えて冷徹な「法治」を、統治の道具とするようになったのである。そのイデオロギ的根拠を与えたのが法家思想であることは言うまでもない。

次の節では、こうした法家思想の基本的特徴を商鞅の著作と言われる『商君書』「墾令第二」を材料として検討していきたい。

2、『商君書』「墾令第二」—小農を基盤とする重農主義の徹底

他の古典同様、現存の『商君書』にも後人の手になるものが含まれているが、この「墾令第二」は商鞅自身の手になるものと推定されている。なぜなら、この中で主張されている政策は「商鞅変法」の中で実際に採用されたものだからである。そして、その政策の核となるものは「小農を基盤とする徹底した重農主義」と言ってよいだろう。

「墾令第二」の各パラグラフ（現代人が編集したものだが）の最終部分は、必ず「草必墾矣」（未開拓地は必ず開墾されるだろう）で終わっており、「農民が農業に専心すれば、新しい土地が増える」と主張している。そして、この章全体では「どうすれば農民が農業に専心できるのか」を論じているわけである。この点について以下で具体的に検討していこう。

第一に、旧勢力の貴族層（孔子言うところの「君子」）など中間搾取者の特権の排除という主張が繰り返されている。

禄厚而税多，食口衆者，敗農也。則以食口之數，賦而重使，則辟浮遊惰之民無所于食。無所于食，農則草必墾矣。〔石磊訳注，2016年，ページ：13〕

日本語訳：貴族層の俸禄が高く彼らが農民から取る税が多く、彼らの食客が多ければ、農業に害をなす。この食客の数に応じて税を取りまた彼らを徭役に使えば、これらの遊民には飯のタネがなくなるだろう。そうすれば、彼らは農業に従事するようになるだろう。それで、未開拓地は必ず開墾されるだろう。

均出余子之使令，以世使之。又高其解舍，令有甬官食，概。不可以辟役，而大官未可必得也，則余子不游事人，則必農。農則草必墾矣。〔石磊訳注，2016年，ページ：20〕

日本語訳：貴族の長子以外の子弟についての徴税・徭役についての統一令を發布し、その出身に応じて徭役に服させる。彼らの兵役・徭役免除条件のハードルを高め、徭役を管理する官吏から食い扶持をもらうようにさせ、かつその量をあまり多くないようにする。彼らが徭役から逃避できないようにし、かつ大官と交遊できないようにする。そうすれば、遊興や大官とのコネができなくなり、彼らは農業に従事するようになるだろう。それで、未開拓地は必ず開墾されるだろう。

また、法家思想本来の重農主義により商人もまた農業生産の敵とされる。

使商無得粟，農無得余。農無得余，則窳惰之農勉疾。商無得粟，則多歲不加樂。多歲不加樂，則飢歲無裕利。無裕利，則商怯。商怯，則欲農。窳惰之農勉疾，商欲農，則草必墾矣。〔石磊訳注，2016年，ページ：14〕

日本語訳：商人は食料を買ってはならず、農民は食料を売ってはならない。農民の食糧売却を禁止すれば、怠惰な農民も積極的に農務に努めるだろう。商人の食糧購入を禁止すれば、豊年の年でも大きな儲けを得られない。豊年の年でも大きな儲けを得られなければ、飢饉には儲けはまったく出ないだろう。儲けがまったく出なければ、商人は心配するだろう。商人が心配するようになれば、農業に従事しようとするだろう。怠惰な農民が積極的に農務に努め、商人が農業に従事しようとするれば、未開拓地は必ず開墾されるだろう。

さらに、徹底した農民管理も主張されている。

農民無所聞變見方，則知農無從離其故事，而愚農不知，不好學問。愚農不知，不好學問，則務疾農。知農無從離其故事，則草必墾矣。〔石磊訳注，2016年，ページ：20～21〕

日本語訳：農民が奇談怪論を聞かなければ、賢い農民も本来の仕事から離れることはないだろうし、愚昧な農民も無知のままで学問を好まないだろう。愚昧な農民が無知のままで学問を

好まなければ、積極的に農務に努めるだろう。そして、賢い農民さえも本来の仕事から離れることがなければ、未開拓地は必ず開墾されるだろう。

以上の文言から当時の農村の様子が目に浮かぶはずである。すなわち「ある程度の土地に対する権利と経営権」を持つ農民、貴族層など中間搾取者の残存、商品経済のある程度の浸透という三つの様相である。こうした様相を目の前にして、商鞅は後二者を排し、農民の「ある程度の権利」を保護しようとしているように見える。もちろん、農民に対する徹底的な管理という前近代的側面は否めないが、ここで出て来る「知農」という言葉に注意を払いたい。中間搾取者や商人への抑圧も、一見厳しく見える農民管理も、商鞅にとっては、彼ら「知農」がその專業にひたすら従事できる条件を整え、さらには、彼らの積極性を引き出すためのものではなかったのではなかろうか。

一般的にアジア的専制は「アジア的生産様式」の上部構造だと認識されている（ウィットフォージェルもその一人である）。だが、『商君書』「墾令第二」に見られる農村の様相と商鞅の思想は、この見解を覆すように見える。マルクスが『資本制に先行する諸形態』で描いた「アジア的共同体」とそれを基盤にする「アジア的生産様式」は、次のようなイメージをもっていた。

1、農民＝共同体メンバーは土地に対する所有権を持っておらず、ただ占有権のみを持つ。事実上共同体が真の所有者である。

2、そうした諸共同体をさらに統括して所有する者が唯一の所有者であるアジア的専制君主である。〔マルクス・手島正毅訳，1959〕

このマルクスの描いたイメージと「墾令第二」の記述と比べてみよう。

第一に気付くことは、「共同体」（当時の中国にあっては「邑」に相当するだろう）の規制力に関する記述がまったく見られないことである。商鞅は、専制君主（具体的には秦王）に共同体を通さずに直接管理するように勧めていたわけである。個々の共同体を通じての専制君主の支配という「アジア的生産様式」のイメージは薄い。ここから、当時（戦国期）、村落共同体の規制力がかなり弱まっていたことがわかるだろう。

第二に、「知農」と「愚農」という対比から、この当時にはすでに農民間の分化があったことがわかる。農民にただ占有権しかなかったらこのような分化は起こらないはずである。ここから当時の農民の「土地に対する権利と経営権」がかなり強かったことが理解できるはずである。

第三に、商人を農村から排除しようとする施策自体が、商品経済が農村にかなり浸透していることを示している。この事実もマルクスの描く「アジア的共同体」の様相と大幅に異なることは言うまでもない。

以上から見ると、少なくとも戦国期の「ミニアジア的専制国家」（戦国七雄）は、マルクスのイメージしたような「アジア的生産様式」に合致するようなシステムではないことがわかるだろう。百歩譲って戦国七雄の支配システムが「アジア的生産様式」に限りなく近いものであったとしても、少なくとも、商鞅の理想とする社会システムは「アジア的生産様式」とは異なるものとは言える。そして、その理想とは「小農を基盤とする徹底した重農主義」の社会システムだったのである。

次の節では、法家思想の大成者、韓非の思想を『韓非子』「孤憤」を材料にして見ていくことにしよう。

3、『韓非子』「孤憤」―旧勢力との過酷な闘争

『韓非子』「孤憤」〔陳秉才訳注，2013年〕は、韓非自身の手になることが判明している著作であり、秦王政（後の始皇帝）が同じく韓非自身の手になる「五蠹」とともにこの書を読み、「嗟呼！寡人得見此人与之游，死不恨矣！」と嘆じた歴史的文献でもある。

この「孤憤」の主題は、「当塗之人」、すなわち君主をないがしろにする重臣＝旧勢力への徹底した批判である。そして、始皇帝が読んだもう一つの書である「五蠹」は、この当塗之人の取り巻き連である儒者、侠客、商人などへの批判である。

「孤憤」冒頭のパラグラフの最後は、「是智法之士与当塗之人、不可両存之仇也」〔陳秉才訳注，2013年，ページ：46〕という一文で締めくくられている。これこそが「孤憤」の中心テーマと言ってよいだろう。中央集権化を進めようとする「智法之士」の最大の敵は、旧勢力「当塗之人」というわけである。

この当塗之人は以下のような手段で権力を手にすると、韓非は言う。

凡当塗者之于人主也，希不信愛也，又且習故。若夫即主心，同乎好惡，固其所自進也。

〔陳秉才訳注，2013年，ページ：48〕

日本語訳：凡そ実権派の重臣は、主君から信任され寵愛されない者は稀で、また、あれこれと親しく昵懇の仲である。主君の心理に迎合し主君の好悪に合わせるのは、昇進の道なのである。

韓非は、重臣たちが権力を手にしているのは、その能力のゆえではなく、主―臣間のピエテートに基づく情緒的關係であるとズバリ指摘している。孔子の言う「仁」の裏の面を韓非は看取っているわけである。

続いて、彼は当塗之人の政治的階級的立場を分析している。

人之所以謂齊亡者，非地与城亡也，呂氏弗制而田氏用之；所以謂晋亡者，亦非地与城亡也，姬氏不制而六卿專之也。〔陳秉才訳注，2013年，ページ：50〕

日本語訳：人々が、呂氏齊が減んだと言うのは、土地と都市が失われたからではなく、呂氏が国を管理できず田氏がこれを占有したからである。また、晋が減んだと言うのも、土地と都市が失われたからではなく、姫氏が国を管理できず六卿がこれを握ったからである。

是以国地削而私家富，主上卑而大臣重。故主失勢而臣得国，主更称蕃臣，而相室剖符。

[陳秉才訳注，2013年，ページ：53]

日本語訳：このゆえ、国土を削ることにより臣下の家産が豊かになり、主君の地位が下がり大臣の地位は重くなる。このゆえ、主君は権勢を失い大臣が国を管理するようになる。主君は彼らを藩臣と呼ぶようになり、権相が君権を行使するようになるのである。

韓非は、これら当塗之人が、単に実権派であるというだけではなく、旧勢力の半独立化した領主層であること（以国地削而私家富、称蕃臣）も見て取っている。韓非の目からは、彼らはまさしく韓非の理想とする法治と中央集権化の一番の敵にはかならないわけである。

以上のように、君主とピエテートの感情で結びつき、かつ分権主義の傾向を持つ^⑥これら当塗之人＝旧勢力との命をかけた闘争こそが、智法之士＝法家思想家の早急の任務であることを、韓非は、この「孤憤」で中央集権化を目指す君主たちに強く語りかけて、その一人秦王政（始皇帝）を感動させたのである。

4、「外儒内法」—理想化された官僚制の家産官僚制への変質

以上から次のことが確認できる—法家思想は、1、小農を基盤とする徹底した重農主義の中央集権的社会システムを目指した。2、この社会システムの妨げとなる旧勢力＝貴族層の排除を唱えた。3、この旧勢力のピエテート＝情緒的支配を支えるイデオロギーである儒家思想を排撃したと。

秦帝国の成立とともにこの法家の理想が実現するかに見えたが、あつけなく秦帝国は崩壊した。それを受けた漢帝国は、中央集権化・法治と旧来の社会システムとの妥協（郡国制）を図り、イデオロギー面では「罢黜百家，独尊儒術」により、儒家思想の国家イデオロギー化を進めた。それは、秦帝国の基本的システムを受け継ぎながら表面的には儒家思想を国是とする「外儒内法」の体制であった。

通常、こうした一連の施策は「秦の中央集権化と法治の行き過ぎを改める」ものとして理解されている。この解釈自体は正しいが、その社会的基盤については深い分析が行われていないのが実情である。

そこで注目したいのがウェーバーの「家産官僚制」という用語である。この用語はある意味では一つの矛盾であろう。君主と臣下との間のピエテートを基盤とする「家産制」と合理性・効率性を特徴とする「官僚制」^⑦とのアマルガムだからである。つまり、中央集権化・法治

化を支える根本である官僚制に、その敵対物である旧来のピエテートの関係が忍び込んで来た結果が、この「家産官僚制」と言える。そして、こうした事情こそが「外儒内法」の社会的基盤となったのである。

実は、商鞅も韓非もこうした旧来の情緒的關係が官僚制に忍び込んで来るのを警戒していた。

今境内之民及処官爵者，見朝廷之可以巧言弁説取官爵也，故官爵不可得而常也。是故進則曲主，退則慮所以実其私，然則下売権矣（「農戦」第三）。〔石磊訳注，2016年，ページ：30〕

日本語訳：現在の国内の民と官吏は、朝廷では巧言空談によって官職や爵位が得られているのを見ている。その結果、人々は、官職や爵位は国の人事法規によっては得られないと認識している。このゆえ、これらの連中は、主君の前では正論を曲げて主君に迎合し、家に帰ればその私欲を満足させようとするのだ。このようにして、彼らは裏で権力を弄ぶわけである。

商鞅は、ここで、「巧言弁説」すなわち儒家思想の空談に影響を受けた官吏が弁舌だけによって官職を得ていること、同時に「曲主」すなわち情緒的關係による主君との結びつきもその手段になっていることを厳しく非難しているわけである。

韓非は、さらにこうした腐敗官・無能官吏の多くが往々にして当塗之人との私的繋がりを持っていることを「孤憤」で指摘している。

当塗之人擅事要，則外内為之用矣。是以諸侯不因，則事不応，故敵国為之訟；百官不因，則業不進，故群臣為之用；郎中不因，則不得近主，左右為之匿；〔陳秉才訳注，2013年，ページ：47〕

日本語訳：実権派の重臣が大権を独占すると、内政外交ともに彼らによってコントロールされてしまう。他の諸国も（相手国の）彼らに頼らないと外交ができないのである。このゆえ、敵対する国さえ彼らを称賛するのだ。百官は彼らに頼らないといかなることもできない。侍従官も彼らに頼らないと主君に近づくことはできない。このゆえ、主君に近い侍従官も彼らの悪行を隠匿してしまうのである。

主君と当塗之人とのピエテート、当塗之人と門下の官吏都のピエテートが、商鞅・韓非が理想とする官僚制を家産官僚制へと変質させてしまったのである。そして、その情緒的關係を「合理化」するのが儒家思想であった。「外儒内法」とは、制度としての中央集権的官僚制を維持しつつも、その内実では旧来の情緒的關係の浸透を許した体制の意味であろう。そして、それをオブラートで包んだのは儒家思想であったわけである。

韓非は確かに自分の理想とする政治システムが成立するのを見た。しかし、鋭敏な彼は、同時にそれが旧勢力やそれを支える儒家思想の残存がそのシステムに浸透してくる恐

れも感じ取っていた。そして、秦帝国の崩壊によってその予想は当たってしまったのである。

① こうした農民の「土地に対する権利」には様々なバリエーションがある。例えば、建前上国有地とされる唐代の「口分田」、西欧の封建制下において封建領主の「上級所有権」とペアになる農民の「下級所有権」などのように、極めて広い権利のバリエーションがある。しかしながら、それぞれの時代のそれぞれの地域の農民の意識にとっては、その土地はまさに「自分のもの」であることには違いがないと言ってよいであろう。本稿では誤解を生じる「私有」という用語を使わず、農民の「土地に対する権利」という言葉を使う。

② もちろん、仲介貿易を経済活動の主軸とする商業都市国家や遊牧民族の社会システム、ギリシア・ローマの「古代市民社会」なども無視はできないが、本稿はあくまで農業中心の前近代的な社会システムを分析対象とする。封建制およびアジア的専制という二つのタイプを含む、この農業中心の前近代的な社会システムをまとめて「貢納制生産様式」と呼ぶこともできる。アミン・サミール・野口裕・原田金一郎訳『周辺資本主義構成体論:世界的規模における資本蓄積』第二分冊(拓植書房 1979年) [アミン・サミール・野口裕・原田金一郎訳, 1979年]参照のこと。

③ 日本の武家政治、中国の周代の封建制などが西欧の **feudalism** と等しいものか否かについては長い論争の歴史があるが、少なくとも、上記三者がアジア的専制とは対照的に、地方分権システムであったことには共通性があると言えるだろう。本稿ではこうした広い意味で「封建制」という用語を使用することにする。

④ ウィットフォーゲル・湯浅赳男訳『オリエンタル・デスポティズム』(新評論, 1991年) [ウィットフォーゲル・湯浅赳男訳, 1991年]を参照のこと。こうした地理条件から見ると、「アジア的専制」と言うよりもむしろ「半乾燥アジア的専制」と言ったほうがよいかもかもしれない。

⑤ 葛兆光《中国思想史第一卷 七世紀前中国的知識、思想と信仰世界》(復旦大学出版社 1998年) [葛兆光, 1998年]88~92頁を参照のこと。

⑥ そして、このピエテートの君臣関係と地方分権傾向を支えるイデオロギーこそが儒家思想であり、それを主な批判の対象とした書が「孤憤」とペアとなる「五蠹」であった。

⑦ もちろん、こうした特徴は本来「近代官僚制」特有のものであるが、少なくとも法家思想が目指した理想としての官僚制は、歴史的限界があるとは言え、家産官僚制より「近代的なもの」に近いと言えよう。

参考文献

アミン・サミール・野口裕・原田金一郎訳. (1979年). 『周辺資本主義構成体論:世界的規模における資本蓄積』第二分冊. 拓植書房.

ウィットフォーゲル・湯浅赳男訳. (1991年). 『オリエンタル・デスポティズム』. 新評論.

マルクス・手島正毅訳. (1959年). 『資本主義的生産に先行する諸形態』. 大月書店.

葛兆光. (1998年). 中国思想史第一卷 七世紀前中国的知識、思想与信仰世界. 復旦大学出版社.

石磊訳注. (2016年). 商君書. 北京: 中華書局.

陳秉才訳注. (2013年). 韓非子. 中華書局.